



### 1. 資本所得における必要経費控除の禁止は合憲

利子、配当などの個人資本所得は、26.375%の資本収益税と連帯税、場合によっては教会税が源泉課税されます。資本所得については原則的に実際の経費の控除は認められておらず、1,000 ユーロ（合算申告の場合は2,000 ユーロ）の一律控除のみ可能です。

ドイツ連邦財務裁判所はすでに複数回にわたり、この「必要経費の実費控除の禁止」が憲法に違反しないとの判断を示しています（判決例：2014年12月2日、2015年1月28日、2018年12月11日など）。

そして直近のドイツ連邦財務裁判所の判決でも、資本所得に対する税率が25%に引き下げられていることを背景に、費用を定額で画一的に処理する方式である一律控除が、高額な資本所得を得ている者に対しても、憲法上問題とはならないと判断しています。

#### 実際の必要経費が控除できる例外的ケース：

一方で、以下のような特定のケースでは、実際にかかった必要経費の控除が認められることがあります（この場合、一律控除は適用されません）：

- 独自や親族が経営する GmbH（有限会社）への貸付から得た利子に関連する経費
- 企業に対する持分からの配当利益について、源泉課税ではなく、その60%を所得税の税率で課税させる「部分所得手続き」を選択した場合

ただしこの手続きを行うためには、持分比率が25%以上であること、もしくは企業全体の活動に対して最低1%以上の重要な業務を行っていることが条件となります。

## 2. 2018年12月31日以降の支払い遅延に対する罰則の合憲性

納付期限までに納付されない税額の決定または申告に関して、延滞税は、各延滞月につき納税額を50ユーロ単位で切り捨てた金額の1%と規定されています(租税通則法240条1項)。

連邦財務裁判所はこれまでに何度も、延滞税の金額に関する憲法上の合憲性について重大な疑義はないとの判決を下してきました。直近で下された判決においても、裁判所は、少なくとも2022年3月以降の期間については、ウクライナ戦争の開始により市場金利が大幅に上昇したため、延滞税の金額に関する法定規則の合憲性について、もはや重大な疑義はないと述べています。

新たに公表された判決において、連邦財務裁判所は、延滞税の法定金額が、判決の争点となった2018年12月31日以降の期間においても、憲法上または連邦法上の問題はないことを改めて表明しました。

連邦財務裁判所は、この判決において初めて、延滞税の規定が欧州人権条約(EMRK)第6条2項に違反する可能性について検討しました。裁判所は、延滞税の規定は、納付期限通りの支払いを促すための圧力的手段ではあるものの、欧州人権条約第6条での犯罪という概念における、不正に対する懲罰を目的としたものではない、という見解を示しており、自由の剥奪や前科記録への登録といった、違反行為に対する典型的な刑罰にも該当しないと述べています。

## 3. 社用車提供時におけるフェリー代・通行料・ヴィニエッタ代の負担

従業員にプライベート利用を含む形で社用車(PKW)を提供する場合、これは従業員にとって経済的利益(FRINGE BENEFIT)となり、所得税および社会保険の対象となる給与所得に該当します。この経済的利益は、社用車の新車価格の1%を月額で課税ベースとする、いわゆる「1%ルール」により定額で評価されます。この1%ルールによって、車両の維持にかかる通常のコスト(燃料費、保険料など)が雇用主によって負担されているものとみなされます。

これにより、従業員が車両に関する一部の費用を自己負担した場合、その分だけ経済的利益が減少します。したがって、従業員が何らかのコストを支払っている限り、その分だけ雇用主からの恩恵(ベネフィット)が減るため、課税対象が小さくなります。これは、プライベート利用に伴う費用の一部を従業員が負担した場合にも適用されます。

ただし、FRINGE BENEFITは、従業員の自己負担分が1%ルールで補償される費用に該当する場合に限り減額可能です。例えば、私用での移動に伴うフェリー代、通行料、またはヴィニエッタ(前払い高速道路利用料)などの費用は、連邦財務裁判所の判決によると、1%ルールで補償される費用には含まれないため注意が必要です。

そのため、これらの費用を雇用主が負担した場合には、それ自体がFRINGE BENEFITとみなされます。

## 4. 税制上の即時投資促進プログラム (Investitionssofortprogramm)

ドイツ連邦政府は、ドイツの経済拠点を強化するための税制上の即時投資促進プログラムに関する法案を提出し、2025年7月14日に公布されました。この法律には以下の措置が含まれています：

➤ 「投資ブースター」: 動産の定率法による減価償却に関する規定の再導入と強化

2025年7月1日から2027年12月31日までに取得または製造された動産の固定資産については、定額法ではなく定率法による減価償却が選択可能になります。この定率法で適用される割合は、定額法で適用される割合の最大3倍、かつ30%を上限とします。

➤ 電気自動車の特別償却制度の導入

2025年7月1日から2027年12月31日までに取得した電気自動車に対し、以下の通りの特別償却が認められます：

- 取得年: 75%
- 翌年: 10%
- 2年目および3年目: それぞれ 5%
- 4年目: 3%
- 5年目: 2%

※他の規定ですでに特別償却が適用されている場合は、当該の償却制度は併用できません。取得年における減価償却費の期間配分は行われません。

➤ 電気自動車の社用車課税における適用額の上限引き上げ

2025年7月1日から2030年12月31日までに取得された電気自動車について、社用車としての税制優遇の適用対象となる車両の新車価格上限が100,000ユーロに引き上げられました。

➤ 内部留保に対する課税率の引き下げ

未処分利益に対する課税税率が現在の28.25%から3段階に分けて引き下げられました：

- 2028年、2029年: 27%
- 2030年、2031年: 26%
- 2032年以降: 25%

※追徴課税率は引き続き25%が適用されます。

➤ 法人税率の段階的引き下げ

現在の法人税率は15%ですが、2028年から毎年1%ずつ段階的に引き下げられ、2032年までに10%まで引き下げられます。

### ➤ 研究開発税額控除制度の拡大

2026年1月1日以降に発生する助成金の対象となる費用に対し、追加の間接費・その他営業費の20%が一律で控除対象となります。さらに、課税基準額が1,200万ユーロに引き上げられます。

経済成長促進法などいくつかの法案に盛り込まれていた少額資産の限度額を1,000ユーロに引き上げる計画は、まだ実施されていません。

## 5. 連帯税の課税における暫定処理

税務当局は、課税に関して法的な不確実性がある場合には、課税処分を「暫定的」として行うことができます。これは、適用される税法規定が上位の法(例えばEU法やドイツ憲法)と矛盾する可能性があると思なされる場合に行われます。

このようなケースは、税務当局によって「暫定処理リスト」に記載され、通常はその問題が最終的に解決されるまで暫定扱いが継続されます。

従来、連帯税の課税もこちらのリストに含まれていましたが、連邦憲法裁判所は新たな判決において、連帯税の徴収は違憲ではないこと、また連帯税の課税に対して憲法上の疑義はないと判断しました。

これを受けて、税務当局は暫定処理リストを修正し、今後は連帯税の課税において自動的に暫定扱いとすることがなくなりました。その結果、連帯税の課税決定は、別途異議申し立てを行わない限り、正式かつ確定的となります。

## 6. 児童養育費用の特別支出

所得税法第10条第1項第5号によると、14歳未満の被扶養児童については、一人につき養育費用の80%、最大4,800ユーロまでが控除可能です。

ただし、この控除は授業、特別な技能の習得、スポーツやその他の余暇活動にかかる支出には適用されないと明確に定められています。典型的な控除の対象となる養育費用は、幼稚園やベビーシッターへの支出などです。

児童養育費用という概念は広く解釈できるものの、子守りや世話よりも特別な技能の習得が主目的となる場合には、控除の対象にはなりません。

そのため、連邦財務裁判所は 2025 年 1 月 23 日の判決で、サマーキャンプにかかる支出を養育費用とは認めませんでした。同裁判所は、その理由として、こうした場合の支出の大部分は宿泊、食事、活動に充てられており、育児サービスにあたる部分の費用はごくわずかであることを根拠としています。

## 7. EU 加盟国からの仮払 VAT の還付

ドイツに本拠を置き、VAT 控除を受ける資格のある事業者は、事業活動に関連して国外で仮払 VAT を支払った場合(例:出張時や展示会の出展時など)、特別な手続きによって定期的にその還付を受けることができます。

この還付手続きは、原則として、還付申請を行う国において課税対象となる売上をあげておらず、当該国で VAT の申告を行う必要がない事業者を対象としています。

他の EU 加盟国からの仮払 VAT 還付の申請は、連邦中央税務庁([www.bzst.de](http://www.bzst.de))のポータルを通じてオンラインでのみ行えます。要件を満たしている場合、連邦中央税務庁が申請を還付対象国へ転送します。

還付申請書には、事業者情報や申告に加え、各請求書や輸入関連書類ごとに特別な記載が必要です。売上または輸入に対する支払額が 1,000 ユーロ以上の場合(燃料に関する請求書については 250 ユーロ以上の場合)、一部の国では原本の請求書や輸入証明書の電子コピーを還付申請に添付しなければなりません。

還付申請は、請求書が発行された年の翌年 9 月 30 日までに提出しなければなりません(基準となるのは連邦中央税務庁への到達日です)。また、通常は、その還付対象国に居住する事業者が控除できる仮払 VAT 額のみが還付対象となります。そのため、加盟国によっては接待費用、車両、燃料などに関して大幅な制限がある場合があります。

還付額は最低 50 ユーロ(または現地通貨の相当額)である必要があります。

## 8. 賃貸住宅への交通費は控除可能

賃貸している住宅や建物に行く必要がある場合(例:修繕工事の立ち合い、入居者との面会など)、その移動が収入獲得に関連するものであれば、交通費は必要経費として控除できます。

また、別荘(休暇用賃貸物件)の場合でも、引き渡し、受け渡し、清掃などのための移動が該当します。

原則として、実際にかかった交通費を控除できますが、賃貸に関連する業務の大部分を現地で行っている場合、その物件は「第一勤務地」と見なされることがあります。そうすると、自家用車での移動は片道 1km あたり 30 セントの通勤一律額しか控除できません。さらに、出張の際に定められている日当の控除も認められません。

ミュンスターの財務裁判所は 2025 年 5 月 15 日の判決で、貸主が少なくとも 3 分の 1 の業務を物件のある場所で行っている場合、その物件を「第一勤務地」とみなしました。

## 9. 延滞税の免除

所得税や法人税の予定納税が期限内に行われなかった場合、1 カ月ごとに延滞税が課されます。銀行振り込みの場合には猶予期間として 3 日間が設定されており、その期間を超過しない限り延滞税が課せられることはありません。仮に猶予期間の終了日が土日祝日だった場合は、その期限は翌営業日まで延長されます（租税通則法第 108 条第 3 項および第 240 条）。

10 日が納付期限の場合			
納付期限 10 日	納付期限の振替	猶予期間終了日	猶予期間の振替
a) 金曜日の場合	-	13 日月曜日	-
b) 日曜日の場合	11 日月曜日	14 日木曜日	-
c) 水曜日の場合	-	13 日土曜日	15 日月曜日

なお売上税 (VAT) や賃金税など事前申告が必要な税金については、申告書が提出されるまでは延滞税は発生しません。ただし申告を期限通りに行わない場合には別途加算税が課されますのでご注意ください。

延滞税については、病気で入院していたり、破産や債務超過のために支払いが経済的に難しいなど、やむを得ず支払いが遅れた場合には免除申請を行うことが可能です（租税通則法第 227 条）。

また、これまで期限を厳守し納税を行っていたものの、明らかな見落としなどで支払いが期限に間に合わなかったようなケースでも、延滞税が免除される可能性があります。ただし、毎回納付期限ではなく上記の猶予期間中に支払いを行っている場合には、本規則における「期限厳守」とは見なされない点ご注意ください。

## 10. 芸術家社会保障 (Künstlersozialabgabe) は 2026 年に 4.9% へ引き下げ

芸術家社会保障とは、フリーランスの芸術家や著述家（ジャーナリスト、作家、コピーライターなど）に業務を依頼した企業が、保険料の一部を負担する制度です。対象となる企業は、劇場、出版社、ギャラリー、広告代理店などの芸術・出版関連企業だけではなく、自社の広告や広報のためにフリーランスへ業務を発注する企業も負担義務を負う可能性があります。たとえば、以下のような業務を外部のフリーランスに依頼した場合、負担金の対象となる場合があります。

- ウェブサイト制作、グラフィックデザイン(ロゴ・パンフレット・カタログ・包装デザイン)
- 企業プロモーション動画・写真撮影・広告文・広報資料のコピーライティング

ただし、フリーランスに支払う年間の総額が少額基準を超えない場合には免除されます。

2025年: 年間の報酬総額が 700 ユーロ以下

2026年以降: 年間の報酬総額が 1,000 ユーロ以下

なお、この芸術家社会保険料は 2026 年 1 月 1 日より現行の 5.0%から 4.9%に引き下げられます。

## 11. 単身世帯における二重家計

二重家計と認められるのは、従業員が第一勤務地とは別の場所に生活の中心となる家計を営む住居を持ち、かつ勤務地にも居住している場合です。「自分の家計」を持つとは、住居を確保し、生活費に経済的に関与していることを意味します。

国内で職務上の理由による二重家計が認められた場合、勤務地での住居費は月額最大 1,000 ユーロまで、また週 1 回の「家庭への帰省 (Familienheimfahrt)」にかかる交通費や、一定期間の食費を控除できます。

連邦財務裁判所は 2025 年 4 月 29 日の判決で、単身世帯で二重家計を営む場合、生活費への金銭的関与の有無は問題にならないと明言しました。なぜなら、この要件は複数人世帯においてのみ発生するからです。重要な点は生活の中心とみなせる「スペース」を有しているかどうかであり、評価法上の「住居」に関する要件を満たす必要はありません。裁判所は、これらの事情から、息子は両親の家の屋根裏部屋に生活の本拠を置き、独立した家計を営んでおり、両親の家計には組み込まれていないと判断し、二重家計を認めました。

これは、児童が学校卒業後に他の場所で職業訓練を受けるため住居を借りつつ、実家では依然として単なる一室を使い、親の家計の一部として生活しているケースとは異なります。

次回のニュースレターは 10~12 月号として年末にお届けする予定です



ご質問等ございましたら、下記の Japan Desk に御相談下さい。  
この情報によって生じたあらゆる損害に対していかなる責任も負いません。  
又、当ニュースレターの情報は個別のご相談に代わるものではありません。

Wedding & Partner Steuerberatungsgesellschaft mbH

Börsenstraße 15, 60313 Frankfurt am Main

Telefon: (069) 297031-0, Fax: (069) 29703130

E-Mail: [soudan@wedding-partner.de](mailto:soudan@wedding-partner.de)

Web: <https://wedding-partner.de/japan-desk/>